

令和2年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会（第1回） 議事録

出席委員：池田委員、小田委員、高村委員、辰巳委員、藤野委員、松村委員、
山地委員（座長）

欠席委員：大野委員、小川委員

（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和2年8月25日（火）13時30分～15時00分

2. 場 所 Web会議（Webex）
（中央合同庁舎第5号館15階 第12会議室）

3. 議 事

事務局：本日はお忙しいところお時間を頂きまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和2年度環境配慮契約法基本方針検討会 電力専門委員会第1回会合を開催いたします。会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長の西村よりご挨拶申し上げます。

西村課長：環境省の西村でございます。本日もご参加いただきまして、大変ありがとうございます。本日は、山地座長、藤野委員に会場に来ていただきまして、それ以外の先生方にはWebでご参加いただいておりますが、よろしく願いいたします。私も早いものでこの検討会に関わらせていただきまして丸2年経ちましたが、2年前に着任した時に状況を見ていまして、この環境配慮契約法における電気の供給を受ける契約について、その趣旨は我が国全体の電力からCO₂排出を減らしていく、排出係数を良くしていくため、政府として率先的に実施するという制度であるということのはっきりしているわけなのですが、具体的にどうやって進めていくかというのはイメージしにくいというのが率直な印象でした。しかしながら、この2年間、先生方に熱心に御議論いただきましたおかげで、大きく2つの方向性が見えてきたのではないかと思います。1つは、政府が調達する電力のCO₂排出係数について、しきい値を設けて、これを徐々に良いものにしていくこと。このテーマを見える化するとともに、前に進めていくという方向性が出てきたというのが、この2年間の成果ではないかと思います。これは今日も後で御議論いただきますけれども、こちらについて着実に進めていきたいと思っております。着実に排出係数を良くしていくと同時に、全国どこの地域にも行政機関がありますので、しっかり調達できるようにというような目配りも必要だと思っております。また、エネルギー、電力に関して様々

な制度改革が行われている最中であり、済んだものもありますし、これからというものもありますので、エネルギー政策、電力政策の大きな流れというものも見ながら、そういったものにフィットした進め方をしていきたいと思っているところでございます。もう1点は、この法律そのものではないのですが、この法律に基づく政府の電力調達と整合するかたちで再生可能エネルギーを積極的に導入していくという進め方についても、この場でもご報告をしながら、そして、この法律による全国へのネットワークを使いながら普及していくという流れができたのではないかと考えております。新宿御苑を皮切りに、この環境配慮契約に基づきながら、仕様書で条件を付け再生可能エネルギーを調達していく。こういった取組については地球温暖化対策課がこれを進めるためのガイドブックなども作成しております。この法律に基づいて、排出係数を実現可能なかたちで前に進めていくということと、再生可能エネルギー調達を広めていく、この2つを、今年度以降も皆様と御相談しながら進めていければというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：(委員紹介、座長決定、Webex 操作説明：省略)

山地座長：今年度第1回の電力専門委員会ですが、新型コロナの感染対策で、委員の皆様にはWeb参加ということでよろしくお願いいたします。議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定と配布資料の確認をお願いします。

事務局：(議事予定、配布資料確認：省略)

山地座長：では早速議事に入らせていただきます。本日、議事次第にあるとおり「(1)電気の供給を受ける契約に係る検討事項について」「(2)検討スケジュールについて」、この2つについて議論していただきます。本日の主要議題は(1)の方でありますので、資料2「電気の供給を受ける契約に係る検討事項について」及び資料3「環境配慮契約に関する提案募集について」を事務局から一括して説明していただきます。

環境省：(資料2、資料3説明：省略)

山地座長：ありがとうございました。メインの資料は資料2でありますけれども、説明がありましたように昨年度議論した内容を踏まえて、本年度以降の議論の方向性が示されていると思います。一括して説明していただいたのですが、議論を整理するため3つの検討事項「更なる効果的な環境配慮契約の検討および実施」、「環境配慮契約の未実施機関への対応」、「非FIT非化石証書の評価」を順番に議論していきたいと思っております。最初の「更なる効果的な環境配慮契約の実施」の中に、さらに4つ項

目があります。「①排出係数しきい値の引下げ」、「②加点項目の整理」、「③再エネ比率の向上に資する取組」、「④総合評価落札方式の導入可能性」。①から議論を始めたいと思います。御意見がある方はカメラをオンにして手を挙げていただきたいと思います。しきい値に関しては、今から来年に向けてエネルギー基本計画の改定の作業があり、それとある意味連動して地球温暖化対策計画も見直される中ではありますが、いかがでございますか。

小田委員：しきい値の引下げですが、7 ページに引下げのイメージが書かれていまして、これでいうと $0.37\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ に向けてほぼ直線的に下げるといような感じで引かれているのですが、我々 $0.37\text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ に向けましては、高度化法と省エネ法、両輪でそこに向けて下げていくということをやっております。その中で、特に省エネ法につきましては、実際には火力設備の更新時期、タイミングの関係もありまして、必ずしも一直線に下がっていくことではないと考えております。それから 9 ページに記載されておりますように、今年度から高度化法の間接評価が始まりまして、これと併せて非 FIT の非化石証書の取引が開始されます。これによって、小売事業者の排出係数がこれまでと違った動き方をする可能性も考えられますし、また原子力の稼働状況によりましては排出係数が悪化するということも考えられると思っております。従いまして、資料に書いていただいているとおりなのですが、8 ページの赤字のところにあるように、目標値や排出係数算定に大きく影響がある制度改正等が行われた場合には、適宜この委員会を開催していただいて、制度内容や実績データを踏まえて、しきい値の数値、引下げ幅等を改めて検討、見直しをするということで、ぜひお願いをしたいと思います。以上です。

山地座長：ありがとうございました。他の委員の方もいかがでしょうか。

藤野委員： $0.81\text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ という基準は石炭火力の数値ということで、元々が非常に高い数値の設定なので、市場の動向をよく調査されて、これなら十分できるのではないかと、もしかしたら $0.08\text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ より大きな数値になるかもしれませんが、もしできるのであれば、シグナルとしては、脱炭素に向けて早めに見える数値を示すという方法もあるのではないかと。目標値の $0.37\text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ は国全体の話であって、政府は本来率先行動を取る立場にありますので、 $0.37\text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ が今のところ目標値になっていますけれども、本来であればそれよりも低い数値を目指すという必要がありますので、早めに下げられるものは実行状況を鑑みながら下げていくということも、是非ご検討いただきたいと思います。

山地座長：他にはいかがでございましょうか。

松村委員：今の藤野委員の御意見に全面的に賛成です。まず、これを直線的に下げるとい
う話をしていると言っても、出発点は $0.81 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ から始めているというこ
とを忘れないでいただきたい。今の排出係数を直線的に下げるとい話をしている
のではないということ。原子力の稼働状況によって、その影響は確かにあり得るわ
けで、今原子力が動いている事業者は、それが止まったとなると大変というのはそ
うなのですが、 $0.81 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ というのは原子力等を前提とした値ではないわけ
です。そもそも先ほどの小田委員の指摘が意味のある指摘だったのかということは、
考える必要があると思います。いずれにせよ、あまりにも厳しくし過ぎた結果とし
て、まったく調達ができなくなるという状況が出てくるのは困る。一方でしきい値
をいったん設け、これを下げていくという、ある種のメッセージ性を重視したとい
うのは、既に昨年度に整理されたことだと思いますので、7 ページに示された事務
局の考え方が合理的で、そのうちの真ん中の案を取るという考え方も合理的だと思
います。以上です。

山地座長：ありがとうございました。他の委員の方、いかがでしょうか。

高村委員：藤野委員、松村委員がおっしゃったので、重ねての話になりますが、基本的
にまったく同じ意見です。このしきい値引下げのひとつの重要な点は、長期的に、国
が調達をする電気はやはりこれだけの条件は満たしていただかなければいけないと
いう、それを示しているのがしきい値だと思います。ここにいらっしゃる先生方
には釈迦に説法ですけれども、電源の開発や調達にかかる時間を考えると、長期的な
シグナルを明確に出すというのが非常に大事だと思います。 $0.37 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ に向
けライナーかという点はありますけれども、藤野委員がおっしゃったように、この
法律自体が国の率先的な環境配慮契約を推進するという観点からすると、私はこの
 $0.37 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ という数字は、現時点で妥当な目標値だと思います。ひとつ、事
務局のお考えがあれば明らかにしていただけたらいいと思いますが、現時点でのし
きい値というのは、国の率先行動という観点からすると非常に高いしきい値を設定
していて、ライナーに減らすのか、あるいは2年、3年ごとに減らすのか、どうい
う減らし方が可能かという議論はこれから検討できればと思いますが、おそらく
2021年度の基準、つまり今年決めるものについては、まず下げるといことをメッ
セージとして出す必要があると思います。この検討会で決める2021年度の基準
以降をどのように進めるかの検討の中ではありませんけれども、そうした引き下げ方
が必要だと思いますし、具体的に長期的な引下げ方の考え方について検討できれば
と思います。以上です。

山地座長：今日の論点の中でも、しきい値引下げの問題は非常に重要だと思っておりますが、7 ページ目はイメージでいずれにしても継続的に下げていくと。今の目標値の $0.37\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ ですが、そこに関してはみなさんあまり異論がない。数年ごと、2 年ごと、3 年ごとというでこぼこなところも特に大きな異論はない。問題は、今後、来年にかけていろいろな制度・計画の議論が行われていくので、来年度のしきい値引下げを具体的に議論するのが難しだろうというのが 9 ページのイメージですね。従って 2022 年度のところで 2023 年度のしきい値の議論をしましょうということなのですが、これはいかがですか。今の御意見をうかがっていると、来年度から下げた方がいいのではないかという発言だったのですが。

藤野委員：来年度以降のしきい値の議論を既に今行っていますけれども、秋とか冬に調査結果が出た時に、早くても今年度議論したことが来年度の実行にはなってしまうのですが、高村委員のメッセージ性というところも踏まえて、今年度議論したものをいち早く実行に移すというのが私の意見です。

山地座長：係数の確定というのがありますが、2022 年度の 7 月に 2020 年の係数が確定する。データのずれもありますので、そこも頭に入れてちょっと考えていただければ。

高村委員：2022 年度に決めるまで、今の排出係数のしきい値を維持するというのは妥当ではないというふうに思っています。先ほども申し上げましたように、今のしきい値が非常に高いということ。また、これから国のエネルギー政策の議論が起きてくると思いますが、それは排出係数を増やすことを許容する方向での議論では決してないだろうと思うからです。2022 年度の議論まで、つまり 2023 年度に適用するしきい値まで、2 年間今のしきい値を適用するのは妥当ではないと思います。

山地座長：2023 年度まで今のしきい値を維持するのはどうか、来年度から下げる方向で検討しては、という御意見だと思うのですが。他の委員の方いかがですか。

辰巳委員：今お話をなさっているように、きちんと取組を進めていくという姿勢を国民に対しても説明しないといけないというふうに思いますし、私はしきい値を下げていくのが当然だと思っておりましたので、7 ページのグラフもわかりやすいし、下げ幅の数値は別としても、こういう方向性で下げていくということを示すという意味では進めていっていただきたいと思います。今年度から取り掛かり、順次下げていっていただきたいと思います。以上です。

山地座長：今までの議論ですと、7 ページのイメージ図のように下げていくというのはいい

のだけれども、今いろいろな議論がなされているので、来年度は維持したらというのが9ページの記載ですが、来年度に向けても下げる方向で検討してはどうかという御意見が多いということですが、いかがでしょうか。

環境省：資料にわかりにくい部分があったかと思しますので、補足させていただきます。9ページのしきい値の引下げの表の部分で、2020年度、つまり今年度に現状のしきい値引下げの検討をするという部分を省略しておりました。実際の我々のイメージは7ページに書いてあるとおりでございまして、今年度はしきい値を下げることをまずやりたいというのがひとつの事務局案でございます。ただし、今年度2年分くらい一気に下げてしまう一方、来年度いろいろな議論でルールなどが変わってしまう可能性がある時に、そのタイミングでは見直す必要はないのではないかという趣旨で書かせていただきました。今年度大幅に下げるということを踏まえた上で御意見を頂ければと思います。大変失礼いたしました。

山地座長：9ページが少し誤解を招いたのですが、7ページのイメージ図の2つ目の線ですね。今年度は大きく下げるかわりに来年度は据え置くと。そういう事務局提案ということですか。そうすると、今までの委員のみなさんのご発言とそう大きく乖離していないと思われませんが、いかがでしょうか。

辰巳委員：先ほど曖昧なことを申し上げましたが、まさにそのとおりです。今年度しっかりとやってほしいということをお願いしました。事務局提案に賛成です。

高村委員：基本的な考え方は賛同いたします。結局どれくらい今回下げるのかという引下げ方に関わると思うので、考え方としてはそういう方向で、事務局で検討していただくとして、今この時点で長期的に減らしていくということについては合意されていると思うので、次回、具体的な引き下げの程度ですとか方法について御提案いただければいいなと思います。

山地座長：だんだん議論が収束してきたと思いますがいかがでしょうか。7ページのイメージ図で書いてあるように、今年度引下げる。それで来年はいろいろな議論があるので据置くとする事務局案ですから、考え方としてはこれでよいということよろしゅうございますか。

(異議なし)

山地座長：次の「②加点項目の整理」ということですが、御意見を頂きたいと思えます。いかがでしょうか。これも点数の増減だけではなく、義務化や項目の削除を

含めて考える。それから情報を集めて検討すると。

池田委員：10 ページの加点項目の整理について、新たな加点項目の案として「調整後排出係数ゼロメニューの提供」を提示いただきましてありがとうございます。事業者の創意工夫が評価されるという点で非常に良い設計だと考えますので、是非前向きな御検討をお願いできればと思います。

山地座長：他の委員いかがでしょうか。この項目は事務局案でよろしいですか。

松村委員：事務局案で結構ですが、念のために確認させてください。ゼロメニューの提供としたとして、全体の排出係数がコンシステントになる、つまりダブルカウントにならないことを必ず確認してください。排出係数が本当は $0.4 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ の人がゼロメニューを何らかのかたちで提供して、その kWh が供給量の半分になっていたとすると、残りの半分が $0.8 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ でないと辻褄が合わないことになる。全体で $0.4 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ 、それで特定のものだけゼロミッションを割り付けて低く見せる、そういう類のことがないことを必ず確認した上にしてください。それは十分条件ではないと思いますが、必要条件だと思いますので、是非お願いします。

山地座長：メニュー別料金の場合にいつも指摘されるところで、当然そういうことだと思います。他にはいかがでございましょう。

高村委員：松村委員の意見に賛成です。制度については、できるだけシンプルな制度であるということがひとつ重要な点だと思っております。調整後排出係数ゼロメニューを作るということ自身が環境に配慮したエネルギーを増やすのに本当にプラスになっているのかという点で、きちんと確認をする事項があるというのが松村委員のご趣旨だと思いますけれども、その他にも留意すべき事項があるかもしれませんので、慎重な検討をお願いしたいと思います。

山地座長：他にはいかがでしょうか。今御指摘いただいた点は、事務局にしっかり受け止めて対応していただきたいと思います。次は「③再エネ比率の向上に資する取組」について、いかがでございましょうか。

藤野委員：事務局案に賛成です。良い事例がだいぶできてきましたし、参考資料 3 に示すように、環境省以外に防衛省もやっているということで、是非、全省庁でやっていただきたいと思っていますし、そこの傘下の機関にもやっていただくように、広く情報収集、整理をしていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

山地座長：他の委員いかがでしょうか。

池田委員：再エネ比率の向上に資する取組の好事例収集について、調査は大変意義深いと思っています。ただ一方で、好事例の選択にあたってはビジネスモデルを注意して確認する必要があると考えています。一般的には太陽光や風力などで、CO₂ゼロメニューの収益によって、同じタイプの再エネ電源への再投資をする場合が好事例として典型的だと考えます。一方で既存の大型水力などから長期相対契約で囲い込んだ電気を用いて、小売電気事業者がメニューを提供するような場合は、これは限定的な事業者しか実現できないビジネスモデルになります。こうしたモデルだと広がりがない点が問題だと考えます。好事例の収集にあたっては、再エネビジネスの広がりにも資するような取組を選んでいただければと思います。よろしくお願ひします。

山地座長：これも先ほどの加点項目と同じ話で、これをやることによって再エネが増えていけないといけない。現在あるものを横に移動するだけでは増えていけないので、そういう点だと思います。そういう意味では、好事例を集めることは意味があると思います。他にいかがでしょうか。

辰巳委員：今、池田委員がおっしゃったことは、とても重要だと思います。同意いたします。これから新しい再エネを増やしていくというところに、きちんとつながっていくことが重要だと思います。一方で、これは国の施設や設備の取組ですけれども、私たち国民が利用させていただくいろいろな施設、設備がそういう取組をしているということを国民に見せるということの意味からもすごく意義があるので、丁寧に国民に対して、ここのエネルギーはこういうふうに調達していますよということを調達先までわかるくらいのお話を伝えていただけるといいと思っています。先ほど情報提供というお話もあったのですが、そういうことを知らせていただくことによって、私たちが自分たちで使うエネルギーもそういうふうに考えていかなければいけないというふうに広がっていくと理解しますので、是非よろしくお願ひしたいと思っています。

山地座長：好事例を収集し、情報提供を心掛けることというのが委員のみなさんからあったのですが、それを踏まえて進めていただければと思います。

小田委員：今の大型水力の話なのですが、参考資料3の5ページにありますように、RE100の中では大型水力も含むかたちで水力発電を認めているということもありますので、

この辺であまり複雑にならないようにという観点からもよく考えていただきたいというふうに思います。

山地座長：具体論はもう一度議論することがあると思います。私も大型水力を頭からだめというつもりはないのですが、これは個人的な意見ですので。それでは「④総合評価落札方式の導入可能性」について、いかがでしょうか。

藤野委員：しきい値の引下げとか、そちらを先にやっていただいて、総合評価落札方式につきましては、高度化法などいろいろな動きがありますので、そういったものを踏まえて、次の段階でより良くなるものを目指して、ご検討いただけたらいいのではないかと考えております。よろしく申し上げます。

山地座長：他にはよろしゅうございますか。特にないようでしたら、こういう検討を進めていくということで。そうしますと大項目の「環境配慮契約の未実施機関への対応」について、いかがでしょうか。

藤野委員：既に各省庁及び対象の機関に対して周知されたということなのですが、どんな反応が来ているのか、来ていないのか、ありましたら教えていただけますでしょうか。

環境省：各省庁、もうやるしかないと腹を括っていただいている部分がございますが、昨年度の状況にはなるのですが、環境配慮契約の実施に向けて、予算要求も含めて準備をしているという前向きな意見を多くのところで聞いたところでございます。独立行政法人のような国の直接的な下部組織ではないところについては、頑張ってもらっていますというような言い方ではあったのですが、基本的に前向きだったというのが昨年度までの状況でございました。ただ、新型コロナの影響などで、その辺がどうなるのかというのがわからないところでございますので、環境配慮契約の実施に効果的なところもありつつ、とは言え新型コロナの影響で上手く調整ができなかったところが責められることがないように、話し合い等も含めながら、公表に向けて準備を進めていきたいと考えております。

山地座長：他の委員の方、この未実施機関について、御意見ございますか。

高村委員：この間、未実施機関への対応を進めていただいております、ありがとうございます。2つあり、1点目は、ひとつ前の議題のところで、地球温暖化対策課が地方公共団体を主に念頭に置き、知見を集められたガイドブックを作っていますが、国につい

ては説明会をされたということで共有されているかもしれませんが、特に実施が遅れている大学、独立行政法人等へ情報提供を効果的にできないかと思っております。例えば、先ほどのガイドブックの提供なども考えていただいてもいいのではないかと思います。2点目として、公表をどうするかという点ですが、網羅的に行うことで、全体像がわかるということも非常に重要なのですが、未実施機関の中でも、エネルギー消費量あるいはCO₂排出量が多い大規模なところ、一定の規模を持ったところなど、焦点を明確にした開示の方法ということをご検討いただきたいと思います。先ほどの情報提供にも係りますけれども、ターゲット、カテゴリーがあるように思いまして、そこにどう効果的に情報提供して、推進をしていただくかという方策についても御検討いただくとありがたいと思います。

環境省：ガイドブックの共有については、特に独立行政法人に情報の発信というところにつきましても、環境省として省内で協力しながらやっているところがございます。ひとつ具体的な例を挙げれば、我々環境配慮契約法は毎年説明会を全国で開いておりますし、独立行政法人に情報を発信する、ルールを伝えるという立場で連絡網を作っているところもございますので、例えばそういうところを利用して配布するとか、説明会の時に地球温暖化対策課からとして説明してもらうというようなところもイベント的にいろいろと協力しながらやっていくことで、情報共有がスムーズに進む部分もあるのかなと思っております。そういったところを引き続き取り組んで参りたいと考えています。

環境省（地球温暖化対策課）：ガイドブックを公表した時点では、関係の省庁の担当者にはご連絡をしております。そちらから独立行政法人等を含め関係する機関へも御連絡いただくように御依頼をしているところではございますが、今御説明のあった各説明会などでも、情報を提供する機会があれば、引き続き発信していきたいと思っております。

山地座長：22 ページのところ、「随意契約案件についても、基本方針解説資料の中で、裾切りを実施するように促していくのはどうか」という投げかけがあるのですが、これについてはどうでしょうか。特に御意見がなければ、私も促していくというのは望ましいと思います。これも含めて、先ほどいろいろ御意見をいただきましたので、それを踏まえて対応していくということでお願いしたいと思います。それでは「非FIT 非化石証書の評価」というところです。23 ページにあるように、温対法に基づく事業者別排出係数の算定方法等に係る検討会があるので、その制度設計、議論を踏まえて対応するというのが事務局の意見でございますが、いかがでございましょう。これも検討を進めていくうちに、今後情報が入ってくると思います。特に御

意見がなければ、それぞれの項目については一通り見ていただきましたが、しきい値引下げのところについてはより明確になったと思います。一通り終わりましたけれども、全体を通して、御質問や御意見がありましたらお受けしますが、いかがでしょうか。

高村委員：事務局からご提案いただいている 3 ページの中期のスケジュール案ですが、専門委員会の設置について、状況を見ながら開催の可否を決定するということですが、できましたら、今年度の最後の段階で最終的に来年度どうするか決めていただけないかということが 1 点です。いくつか制度的な話をいたしました。この専門委員会は今年度決めたことというのは次の年度に適用される、場合によっては準備が必要で、その先に実施が始まるということを考えると、今年度きちんと制度的な案件が決まるかどうかということにもよるのだと思っています。それから、場合によっては専門委員会を来年度は開催しないかもしれないという試算をされていると思うのですが、それは制度変更で議論の要があるかどうかということだと思います。もうひとつは、制度変更があるかどうかということがあるわけですが、この法律の目的達成のための進捗状況がどうなっていて、課題が何なのかということを確認するという意味が専門委員会にはあると理解しています。従って、必要に応じて開催するというのはどの専門委員会もそうだと思いますが、この委員会に関して、進捗の管理という点からはおそらく 2 年空けるということはないのではないかと思います。どういうルールが適切かということも含めて、今年度中に議論できればと思いますが、私の感覚からすると、今年度我々が意思決定しても、できるのは早くても次の年度の調達からだということを見ると、2 年は空けないという感じかなと思っています。進捗状況の確認、課題が何かという点でいくと、開催を物理的にしない時においても、進捗状況の確認が委員会の中で共有されて、場合によっては、やはり開催が必要だというふうに判断、議論ができる余地を残しておくべきではないかというふうに思います。そういう意味でも、開催するかしないかという議論だけではなく、例えば書面の開催とか Web 開催とか、想定しなかった課題があるか、緊急性の高い課題があるかということについては、少なくとも意見交換ができる余地というのは考えていただくとよいのではないかと思います。

山地座長：専門委員会を設置するかどうかというのは、親委員会での議論ということになるかと思いますが、ご趣旨はよく理解できます。他にはいかがでございましょう。それでは、次の大きな議題「(2) 検討スケジュールについて」、資料 4 のご説明をお願いします。

環境省：(資料 4 説明：省略)

山地座長：今後のスケジュールについてご説明いただきましたが、御質問、御意見がありましたらいただきます。いかがでしょうか。なければ、予定した議題は以上でございます。本日御発言いただけなかった点や、新たな提案等については、後ほどでも結構ですので、事務局までお願いできればということでございます。それでは進行を事務局に戻します。

環境省：本日は御意見をいただきまして、ありがとうございました。途中、音声トラブル等、不手際なところがあり、大変申し訳ございませんでした。以上をもちまして、第1回の電力専門委員会を閉会とさせていただきます。また今後もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上